

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



51歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

インボイス制度に備えましょう

スタートは2023年10月

こんにちは、高橋学です。早いもので師走。今年もあと1カ月となりました。今年は消費税率が引き上げられた年ですが、同時に行われた軽減税率の導入も大きな出来事。税率が2通りになったことで、対応に追われた企業も多いことでしょう。しかし、軽減税率による事務負担は、将来さらに重くなることが予想されます。2023年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が始まるのがその理由です。

適格請求書とは、「売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」で、新しい方式の請求書等のこと。図表1に見本を示しましたが、今年10月から導入された「区分記載請求書」の内容に加え、税率ごとの消費税額と税務署から割り振られる登録番号等の記載を求められるのが特徴。適格請求書以外の請求書を引き続き発行することもできますが、インボイス制度の下

で仕入税額控除(消費税の納税で受け取った消費税から支払った消費税を差し引くこと)を受けるには適格請求書等の保存が要件となっています(ただし一定の経過措置があります)。このため、取引先から適格請求書の発行を求められるケースも多そうです。

適格請求書の交付には登録が必要

インボイス制度で注意したいのが、適格請求書を交付するには適格請求書発行事業者になる必要があること。適格請求書発行事業者になるためには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録は消費税の課税事業者に限られます。免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者に切り替える必要があることも覚えておきましょう。図表2は登録申請のスケジュールで、登録申請書は2021年10月1日から提出可能です。手続きには一定の時間がかかります。早めに準備することをお勧めします。



■ 図表1 請求書等の記載事項の変更点

■ 現在(区分記載請求書等保存方式)

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|----------|
| (株)〇〇御中 ××年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円(税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉※ | 10,800円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 131,200円 |
| ② 10%対象 | | 88,000円 |
| 8%対象 | | 43,200円 |

※軽減税率対象 △△商事(株)

請求書等保存方式の請求書等の記載事項に、以下を加えます。
① 軽減対象資産の譲渡等である旨
② 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

■ 2023年10月から(適格請求書等保存方式)

| 請求書 | | |
|-------------------|----------|----------------------|
| (株)〇〇御中 ××年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円(税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉※ | 5,000円 |
| 11/1 | 牛肉※ | 10,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | | 120,000円 消費税 11,200円 |
| ③ 10%対象 80,000円 | | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 40,000円 | | 消費税 3,200円 |

※軽減税率対象 △△商事(株)
④ 登録番号 T1234567890123

区分記載請求書等の記載事項に、以下を加えます。
③ 税率ごとの消費税額及び適用税率
④ 登録番号

■ 図表2 登録申請のスケジュール



(出所)国税庁の資料をもとに当社作成